

食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程（案）

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）に、各地域の農業者、消費者など、県民各層の意見を聴取し、反映するために、「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規程されているとおり、地方事務所の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、委員8人以内で組織する。
- (2) 地区部会の委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地方事務所長が任命する。
- (3) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には会長を置き、委員が互選する。
- (2) 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- (3) 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (5) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (6) 会議は、原則として公開とする。
- (7) 地区部会の事務局は、地方事務所農政課に置くこととし、事務局長は、地方事務所農政課長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について、委員の意見を聴取し、会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、地域の意見を集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた地域別の農業の発展方向を検討
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

- 1 この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

- 1 この規程は、平成18年 月 日から施行する。